## 地域経済の活性化に関する提言

円高への総合的対応策の実施、デフレからの脱却及び地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 長引く円高に対して断固たる是正措置を講じるとともに、デフレからの脱却を図り、産業の空洞化や雇用の喪失を阻止するため、中小企業等に対する資金繰りや設備投資に対する支援、税制上の優遇措置などの地域経済産業対策、雇用を維持し創出するための地域雇用対策を講じること。

また、国は、成長産業への支援や地域の実情を踏まえた経済対策等、きめ細やかな施策を総合的かつ継続的に講じるとともに、都市自治体が独自に実施する地域経済の振興策について財政措置を講じること。

## 2. 中小企業等対策

- (1)厳しい景況下にある中小企業等に対し、資金繰り支援や税制上の優遇措置の拡充等の経営基盤強化に向けた支援措置の充実を図るとともに、雇用確保策を強化すること。また、後継者不足などの課題を抱える伝統工芸品産業等、将来にわたるものづくり産業を維持・発展させるため、引き続き総合的な中小企業対策を実施すること。
- (2) 中小企業経営の安定化と成長を図り、地域経済の維持・発展を促進するため、 セーフティネット保証制度等の資金繰り支援策について制度の充実を図ること。
- (3)地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。
- 3. 国内産業の流出防止と地域経済の活性化、更には生産拠点の分散促進による災害に強い国内産業体制を構築するため、産業団地の造成等や企業誘致に対する財政措置の充実強化を図るとともに、企業立地が一層促進されるよう、企業立地及び進出環境の更なる改善を図ること。
- 4. 平成 24 年度末に期限切れとなる「離島振興法」について速やかに改正・延長するとともに、離島自治体に必要な地方交付税及び交付金等の財政措置を講じること。特に、国家の重要課題である海域や海洋資源の確保・管理、海洋環境の保全などの

役割を踏まえ、島民が安心して住み続けることができる生活環境を整備するため、 国の役割を一層強化するとともに、外海離島や内海離島のそれぞれの島の実情に応 じた各種施策を国・県・市町村のそれぞれの明確な役割のもとで展開すること。

また、離島における生活交通や産業振興に不可欠な離島航路を維持するため、現行の支援制度を地域の特性及び実情に配慮した制度に見直すこと。

さらに、海外資本による離島の土地買収を規制するための法整備や水源保全の強 化等を図ること。

5. 電源立地地域対策交付金(水力発電施設周辺地域交付金相当分)について、交付期間の恒久化と交付限度額等の拡充を図るとともに、事務手続きの簡素化を図ること。

また、電気の安定供給に寄与する本交付金については、弾力的に活用できるよう制度の改善を図ること。

- 6. 省エネルギーの促進・再生可能エネルギー等の開発及び導入の促進
- (1)地球温暖化対策や環境分野への投資による景気対策の両面から、省エネルギー・再生可能エネルギーの普及促進に向けた総合的な支援体制の強化を図ること。
- (2) 小水力発電の普及促進を図るため、小水力発電施設設置における関連法令の整備や手続きの簡素化等の規制緩和を行うこと。
- (3) 安定的な電力供給体制の整備促進と、新たな成長産業育成支援の促進を図るため、スマートグリッド関連の製品・技術の導入に対する支援措置を講じること。
- 7. 地域再生基盤強化交付金について、地域再生計画事業の完了まで必要な財政措置を講じること。

また、地域活性化が見込まれると判断できる事業については、地域の目線に立ったきめ細やかな事業等に活用できるよう交付金等による財政措置を講じること。

- 8. PF I 制度に基づく国庫補助事業の採択実績を増やすとともに、補助対象の拡大、 財政支援の拡充やPF I 制度を導入しやすい環境の整備を図ること。
- 9. 自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体及び議会の同意を必須要件とするよう法改正を行う

10. 地域資源を活用し、持続可能な地域振興を目指すジオパーク及びエコパークに対する支援体制の整備を図るとともに、必要な財政支援措置を講じること。

## 11. 東日本大震災関係

- (1)被災した事業者及び当該事業者と取引のあった事業者の資金繰りは予断を許さない状況であることから、経営の安定に支障が生じることがないよう、各種融資制度の継続・拡充を図ること。
- (2) 専門家派遣事業など地域づくり支援事業等住民の合意形成促進に資する事業の継続実施及び拡充を図ること。
- (3) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業について、事業年度の繰り延べを認めるとともに、必要な予算を確保する等、産業復興に支障が生じないようにすること。
- (4)特定鉱害復旧事業について、国が許可しない亜炭採掘にかかる全鉱区並びに効用阻害がないとされる山林、原野、雑種地にも認定を拡大し、国土の保全を図ること。
- (5) BOT方式を採用したPFI事業により整備した学校給食センターや社会教育 施設等の災害復旧については、建物の所有権移転前に財政措置を講じること。